

報告① 市川市教育振興大綱の策定の背景・基本的な考え方

1. 背景・対象期間

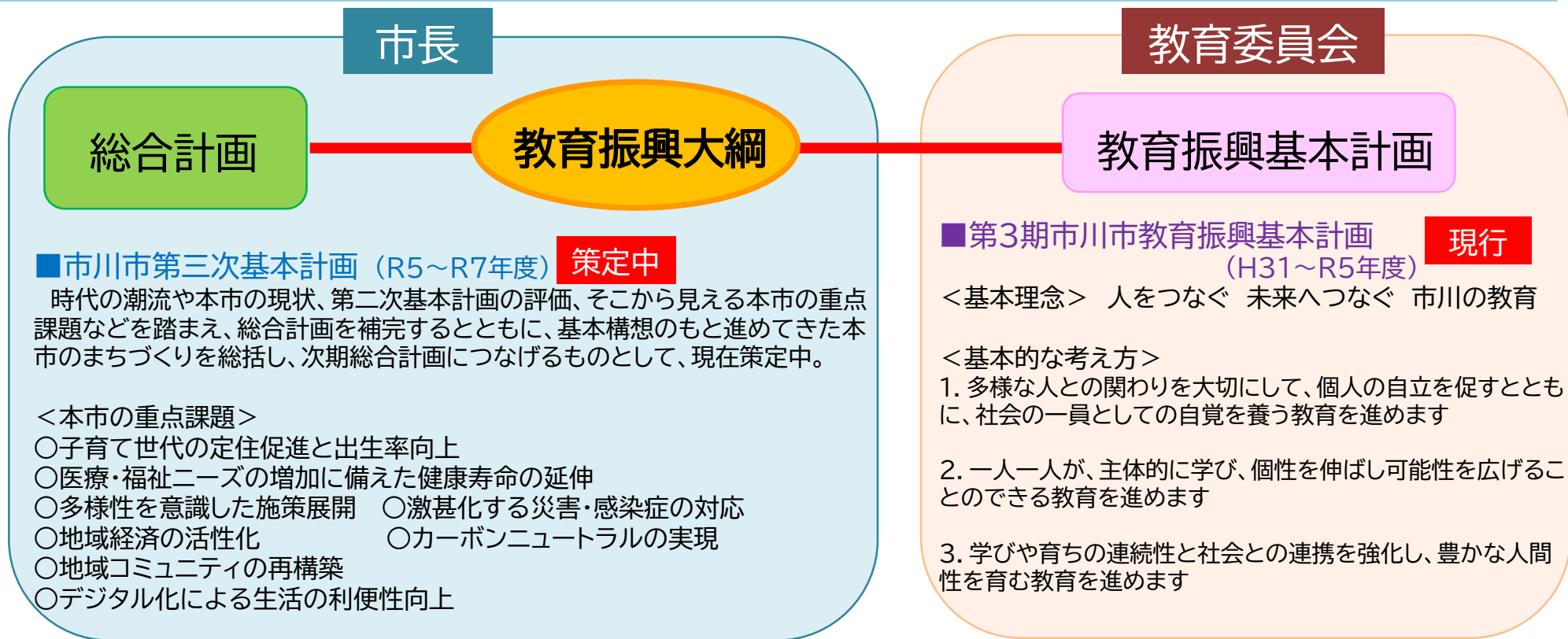
- H27.4月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正
- H27.10月 市川市教育振興大綱の策定 (H27～H30年度)
- H31.1月 市川市教育振興大綱の策定 (H31～R4年度)

地域の実情に応じ、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策についての目標やその施策の根本となる方針を定める大綱の策定が、地方公共団体の長に義務付けられた。

2. 基本的な考え方

○市川市教育振興大綱(以下、大綱)は、本市の教育振興施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

○現在策定中の市川市総合計画第三次基本計画及び、現大綱を尊重し策定された市川市教育振興基本計画と整合性を図りながら、本市が講ずべき施策の目標を大綱として定めるもの。



3. 各計画の期間

